

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	e 文書法の今後に向けた検討
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	e 文書法が施行された際は様々な分野における文書の電子化が期待されていたが、現状では電子帳簿保存法関連の事例がほとんどであり、e 文書法の本来の目的であった規制緩和が十分に果たされていない。 現状の「電子化してもよい」という e 文書法の位置づけが非常にあいまいで、例えば民間企業が文書を電子化した際に「電子化したが紙文書を捨てることができずに二重保管する」など電子化しても負担が増えるだけといった事態を生んでいることや、そもそも電子化に取り組むメリットがないという状況を生んでいる。 (印紙税の削減というわかりやすいメリットがある電子契約などはわずかながら進展している。) そもそも、e 文書法が施行されてから有識者を交えた分析や見直しが十分に行われておらず、改善の余地があると考ええる。
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」 「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	e 文書法に係る府省横断・官民連携型の検討会を発足し、現状分析と今後の方策について議論すべき (PDCA サイクルの Check と Action を行うべき) と考える。 また、国として行政の電子化推進に強い意志があるのであれば、現状の「電子データでもよい」ではなく「基本的に電子データとする」を目標に据えた検討が必要と考える。 電子化の実現は紙の削減に繋がり、今国際的な流れとなっている CO2 削減効果という点でも有効と考える。